

業務管理体制の届出に関するQ & A

Q 1 : 法令遵守責任者について、どのような者を充てればよいか。

A 1 : 法令遵守責任者は、事業者（法人）の法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者です。（事業所単位ではありません。）

法令遵守責任者を誰にするかは、事業者（法人）で検討の上、選定をした者で構いませんが、職員に法令遵守を徹底するための責任者、という役割を担うものであるため、事業者（法人）内で、ある程度の役職にある者を選定する事が望ましいと考えています。

Q 2 : 当法人では、障害者総合支援法に基づくものとして、①障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護・生活介護・就労継続支援B型）と②指定相談支援事業（特定相談支援・地域移行支援・地域定着支援）、児童福祉法に基づくものとして、③指定障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）、④指定障害児入所支援（福祉型障害児入所施設）、⑤指定障害児相談支援（事業所は岡山市内に所在）を実施しているが、届出はどのようにしたらよいか。

A 2 : ①、②に関しては、障害者総合支援法に基づく業務管理体制の届出になりますので、様式第1号に必要事項を記入の上、県（県民局）に提出してください。この場合、該当する条文（事業者の区分）ごとに届出が必要になりますので、①、②それぞれで様式第1号と添付書類を作成の上、提出してください。（2種類の提出が必要）

③、④、⑤に関しては、児童福祉法に基づく業務管理体制の届出になりますので、様式第2号に必要事項を記入の上、提出してください。なお、③、④はそれぞれで届出書を作成し、県（県民局）へ提出をする事になりますが、⑤については、一の市町村内に所在する事業者であるため、岡山市へ届け出ることになります。

Q 3 : Q 2に関し、法令遵守責任者は同一の者を充ててもよいか。又は別々の者を配置すべきか。

A 3 : 法令遵守責任者の選定の考え方はQ 1のとおりです。同一の者を充てても構いませんし、別々の者を配置してもかまいません。法令遵守を徹底する事ができる体制整備について、各事業者で検討の上、選定してください。

Q 4 : 法令遵守責任者は配置後何をすればよいか。

A 4 : 法令遵守責任者は、Q 1のとおり事業者（法人）の法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者になります。

規定上、法令遵守責任者は、配置後、これをしなければならない、というものはありませんが、事業者（法人）内の法令遵守（障害者総合支援法、児童福祉法はもとより、労働関係法令、消防関係法令、個人情報保護法等）を徹底するための取り組みを、法令遵守責任者を中心に実施していただくこととなります。

Q 5 : 事業所の数え方はどうか。また、介護保険の訪問介護の指定を受けているが一覧に記入すべきか。

- A 5 : 事業所等の数は、その指定を受けたサービス種類別ごとに一事業所等と数えます。
事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。
(例 : 同一の事業所が居宅介護と重度訪問介護の指定を受けている場合は、2つとなります。)
届出様式に添付する事業所等一覧表の記入例を作成していますので、参考にしてください。
なお、指定を受けている介護保険の事業所は含まれません。